

呉市教育委員会会議録
(令和6年2月20日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和6年2月20日定例会

- 1 開催日時 令和6年2月20日(火) 14:00開会
14:33閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 0人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第4号 呉市教育振興基本計画の変更について
 - (4) 教議第5号 学校施設等の建設計画について
 - (5) 教議第6号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (6) 教議第7号 呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 教議第8号 呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 - (8) 教議第9号 臨時代理の承認について(令和5年度教育費補正予算)
 - (9) 教議第10号 臨時代理の承認について(契約の締結)

(14:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年1月30日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8については、予算に係る案件のため非公開、日程第9については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第4号 呉市教育振興基本計画の変更について

教 育 長 次に、日程第3の教議第4号「呉市教育振興基本計画の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 それでは、教議第4号「呉市教育振興基本計画の変更について」を御説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。

本件は、本市小中学校におけるトイレの洋式化率が全国や広島県の平均と比較して低い状況にあることを受け、令和7年度までの洋式化を加速し、洋式化率を引き上げるため、「教育振興基本計画」に掲げる目標数値を変更するものでございます。

内容としましては、指標項目「小・中学校トイレの洋式化率」の令和8年度目標数値を66.0%から91.4%に変更します。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の教議第4号「呉市教育振興基本計画の変更について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第5号 学校施設等の建設計画について

教 育 長 次に、日程第4の教議第5号「学校施設等の建設計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、教議第5号「学校施設等の建設計画について」御説明させていただきますので、資料の3ページを御覧ください。

本件は、令和6年度から令和10年度までの「学校施設等の建設事業」の計画を定めるために提出するものです。

表では、参考に令和5年度の実施内容も記載しておりますが、小学校改修事業を1校1事業、小学校建設事業を7校8事業、中学校建設事業を5校7事業及び音戸学校給食共同調理場建設事業を1場1事業計画しております。

まず、表の2行目から4行目の広南小学校、三坂地小学校、長迫小学校、9行目、10行目の郷原中学校、豊浜中学校は、「呉市立学校施設長寿命化計画」に基づく新規事業になります。

学校施設は、これまで耐震化を最優先し、工事を実施してまいりましたが、耐震化100%のめどが立ちましたので、今年度から長寿命化に取り組んでおります。

長寿命化の手法といたしましては、まず耐力度調査を行い、その結果に応じて、建替えや改修を行ってまいります。

なお、耐力度調査とは、文部科学省の国庫補助を受けるために必要な調査で、建物の老朽度を数値化し、その調査結果によって、建替えか改修かを判断する調査でございます。

それでは、事業ごとに、事業内容及びスケジュール案を御説明いたします。

最初に、小学校改修事業です。

1行目の坪内小学校は、耐震化に関わる事業として、校舎1棟の耐震補強工事を行うものです。今年度から着工しており、令和6年度中に耐震化が完了いたします。

続きまして、小学校建設事業です。

令和6年度に実施する主な事業を御説明いたします。

2行目の広南小学校は、長寿命化のための改修対象の校舎2棟と、建替え対象の校舎1棟。3行目の三坂地小学校と、4行目の長迫小学校は、建替対象の校舎計4棟の耐力度調査を行います。

5行目の広小学校と、6行目の和庄小学校につきましては、今年度実施した耐力度調査の結果、長寿命化のための改修対象となった校舎計4棟の実施設計を行います。

7行目の宮原小学校と、8行目の港町小学校につきましては、校舎等の建替えに向けて、令和6年度は、それぞれ既存校舎等の解体撤去工事を行います。

続きまして、中学校建設事業です。

9行目の郷原中学校は、建替対象の校舎1棟、10行目の豊浜中学校は、長寿命化のための改修対象の校舎2棟と、建替対象の体育館の耐力度調査を行います。

11行目の両城中学校の校舎と体育館、12行目の昭和中学校の校舎につきましては、耐力度調査の結果、建替対象となった校舎や体育館の実施設計を行います。

13行目の天応学園につきましては、本年度、外構整備工事後、既存校舎の長寿命化改良工事に着手しており、令和6年度中に完了いたします。

最後に、音戸学校給食共同調理場建設事業です。

音戸学校給食共同調理場につきましては、施設の老朽化に伴う建替えを計画しております。現在地とは違う場所に学校給食衛生管理基準に対応した共同調理場を建設するため、令和6年度は実施設計を行います。

なお、次ページ以降に、施設ごとの計画概要をお示しておりますが、時間の関係もございますので、詳細については説明を省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第5号「学校施設等の建設計画について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 校舎改築とあるのは建替えということですか。

瀧川課長 そのとおりでございます。「改築」が建替えということでございます。

佐々木委員 小学校が7校、中学校が5校ありますが、これは順番に学校を検査して、5年度から10年度の間これだけの学校をやりますよということですか。他の学校の必要性なども順番があるのですか。

瀧川課長 学校施設の長寿命化計画を策定しております。

今挙げております学校は、基本的には建築年次が古い順となっており、耐力度調査を行って、建替えか改修かの判定を行います。

今回は、令和6年度から10年度に何らかの事業を実施するものが挙がっておりまして、来年度は令和7年度から11年度に行う事業について、またお諮りをいたします。その時には、学校数が増えてくると思います。

佐々木委員 取りあえずは、建築年数の古い順番に挙がってきているということですね。

そのほかにも、いろいろな事情で、年数が経っていなくても校舎の傷み具合が激しいところがあると思うので、その辺の情報を学校から収集して決められてもよいのかなということで、提言したいと思います。

瀧川課長 校舎の現状を確認しながら、適宜計画の見直しをしてまいりたいと考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第6号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第6号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第6号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部

を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

まず、1の改正の趣旨について、この度の改正につきましては、職員が働きやすい職場環境の整備を図るため、広島県の「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、3点ございます。

1点目は、業務の都合により7月から9月の期間内に夏季休暇を使用することが困難な職員について、当該期間内に休暇を使用することが困難であると認められる場合は、当該期間を前後各1か月拡大し、当該休暇を使用することを可能とします。

2点目は、職員が子に児童発達支援又は医療型児童発達支援を受けさせるため、勤務しないことが相当であると認められる場合を、子の看護のための休暇の対象とします。

3点目は、他の規程の表記に合わせ、「学校長」を「校長」に改めるものです。

3の施行期日につきましては、公布の日とし、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和6年1月1日から適用します。

改正前、改正後の別表第2を19ページから記載しておりますので、御覧いただければと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第6号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 職員が働きやすい職場環境の整備を図るためということ、このように規則などが整理されていくのは本当に素晴らしいことだと思うのですが、これをしっかり周知して、それを活用できるような職場づくりまでできてからが、本当の趣旨だと思います。

こういったものを読んでも、どういう状況で特別休暇が取れるのか理解できていない方も、もしかしたらいるかも知れませんので、そういったことについては聞きやすい職場であったりとか、取りやすい職場づくりまでを、しっかり進めていただけたらと思います。

木 屋 課 長 この度は、呉市立呉高等学校の規則改正ということですがけれども、今頂いた御意見というのは高校に限らず、小中学校でも言えることだと思います。

こういった体制については、校長を通じて教職員に周知をして、我々もしっかり取り組んでまいりたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第7号 呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第7号「呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第7号「呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料30ページを御覧ください。

まず、1の改正の趣旨についてですが、教育委員会が他の、例えばこども支援課から提供される児童扶養手当の更新データにより、就学援助費受給者の状況が確認できることから、そのような場合は、学校からの状況報告を廃止するものでございます。

2の改正の内容につきましては、3点ございます。

1点目は、義務教育学校設置に伴う規則の一部改正において、中学1年生に該当する第7学年の文言を遺漏していたため、追記するものです。

2点目は、受給者の状況報告について、各学校は、年1回、教育委員会が指定する時期に、全ての受給者の状況報告をすることとなっておりますが、教育委員会が必要と認める受給者についてのみ状況報告を求めることとし、学校事務の負担軽減及び効率化を図るものです。

3点目は、他の規程に合わせ、「学校長」を「校長」に改めるものです。

3の施行期日につきましては、令和6年4月1日とします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第7号「呉市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第8号 呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第7の教議第8号「呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、教議第8号「呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料33ページの議案資料を御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、名称を「呉市就学指導委員会」から「呉市教育支援委員会」に改めるとともに、当該委員会の機能を拡充するものでございます。

2の改正の内容としましては、(1)規則の題名を「呉市教育支援委員会規則」に変更いたします。

(2)委員会の名称を「呉市就学指導委員会」から「呉市教育支援委員会」に変更するとともに、設置の目的を、児童生徒に対し、適正な就学の支援及び就学後の一貫した支援を行うためといたします。

(3)委員会の業務を、就学先の学校や学びの場について助言する等に定めます。

(4)その他語句の訂正を行います。

なお、この度の改正につきましては、平成25年10月4日付け文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」により、「就学指導委員会」の機能の拡充や仮称として「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であること等が示されておりました。教育委員会事務局としましては、これまでに名称等の変更の時期について検討しておりましたが、この度、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」において、生徒指導の目的として、発達を支えること、自己実現を支えることを目的とするということが示され、児童生徒一人一人の個に応じた支援を重視するという視点から、前回の定例教委でもお伝えしたとおり「呉市適応指導教室」を「呉市教育支援センター」と改めるとともに、「呉市就学指導委員会」についても「呉市教育支援委員会」と改めるものです。

3の施行期日は令和6年4月1日です。

詳細の内容につきましては、31ページ、32ページに記載しております。

改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の教議第8号「呉市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 議案資料の確認をさせていただきます。

1の改正の趣旨には名称を「呉市教育支援委員会」に改めるとなっていますが、2の改正の内容には「呉市教育支援会規則」とあります。「呉市教育支援委員会規則」に変更でよろしいですか。

伊 藤 課 長 そのとおりでございます。

議案資料は「呉市教育支援委員会規則」が正しく、訂正いたします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:23)

教議第9号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費補正予算）

（非公開案件です。）

教議第10号 臨時代理の承認について（契約の締結）

（非公開案件です。）

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

（ 1 4 : 3 3 ）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（令和6年2月20日定例会）